

令和元年6月14日現在

機関番号：32636

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K21378

研究課題名(和文) 環境責任論の憲法学的考察 人権理論と国家理論に基づく原因者責任

研究課題名(英文) Constitutional Study of Environmental Responsibility Theory: Cause Responsibility based on Human Rights Theory and State Theory

研究代表者

藤井 康博 (Fujii, Yasuhiro)

大東文化大学・法学部・教授

研究者番号：40581666

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、環境保護に関する責任を憲法学の視点から解明し、そこから環境法政策への示唆を見出すことである。その目的達成へ向け、憲法学における人権理論と国家理論に基づく基礎・応用を探究した。特に考察対象として、いわゆる(費用負担の)汚染者負担原則にとどまらない(法的責任の)「原因者責任原則」という法原則を分析・追究し、この原則を憲法学の人権理論と国家理論から基礎づけた。そして、以上から、具体的には例えば、リスク責任、原子力をめぐる責任、拡大生産者責任、環境損害責任などの法政策への一定の示唆を得た。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究で扱ったのは、多義語の環境「責任」のうち、基礎理論上の「責任」(responsibility, Verantwortung)と実践的な「(賠償などの)責任」(Haftung, liability)である。前者につき、原因者責任原則と環境責任を(従来の日独の環境法学でも力点のない)憲法基礎理論から捉え直すことに「学術的意義」がある。後者につき、前者を踏まえて法実践たる法政策へ向け具体化・規律することに「社会的意義」がある。後者は、危険責任のみならずリスク責任、具体的な環境責任論としては、原子力責任、拡大生産者責任、自然財の修復義務を含む環境損害責任などの法政策への一定の示唆を含む。

研究成果の概要(英文)：The purposes of this study are to elucidate the responsibility for environmental protection from the point of view of constitutional theory, and to find out the implications for environmental law and policy. In order to achieve these purposes, this study sought the basis and the application based on Human Rights Theory and State Theory. In particular, this study analyzed and inquired the legal principle "Cause Responsibility Principle [Verursacherverantwortungsprinzip]" (of legal responsibility) that goes beyond the so-called Polluter Pay Principle (of cost burden), and based that legal principle on Human Rights Theory and State Theory. From the above, specifically, it gave the suggestions for policies such as responsibilities (and liabilities) over risks and nuclear powers, Extended Producer Responsibility, and Environmental Liability.

研究分野：公法学(憲法学)、新領域法学(環境法学)

キーワード：憲法と環境法 環境憲法 環境法原則 ドイツ法 自己決定と自己責任 原因者責任 原因者負担 汚染者負担

1. 研究開始当初の背景

(1) 本研究に関連する国内・国外の研究動向及び位置づけ

研究開始当初も(現在も)水俣病をはじめ公害の被害は続き、気候変動は進行している。そして、2011年3月11日の大地震とそれに伴う原子力発電所事故(以下 3.11 ともいう)は、自然災害と人為災害が絡み合い、環境ひいては生命へ影響を及ぼしつつある(放射線リスクや関連死も)。法学へ与える影響も大きい。

3.11 以前、憲法学・環境法学において必ずしも主要論点ではなかった原子力発電の問題は、3.11 以後、多く論じられるようになった。例えば、日本公法学会 2013 年テーマ「大規模災害」(公法研究 76 号) 環境法政策学会 2012 年テーマ「原発事故の環境法への影響」として論じられた(同学会誌 16 号、拙稿「原子力に対する事前配慮原則(国家の義務)と個人の権利」も所収)。

原発事故後(事後)の問題、特に、原子力損害賠償責任についても、淡路剛久ほか編『福島原発事故賠償の研究』(日本評論社、2015 年)、一橋大学環境法政策講座編『原子力損害賠償の現状と課題』(商事法務、2015 年)など幾つかの総合研究がなされている。もっとも、2014・2015 年の「学界回顧 環境法」(法律時報 86 巻 13 号・87 巻 13 号)を分担執筆したところ、憲法学からみた原子力責任の考察はほとんどない。

以上の背景に関連するのが、いわゆる汚染者負担原則ないし原因者負担原則である。一般的には、これらは汚染の原因となる者は費用を負担する原則とされる。国内外の先行研究の蓄積として、特に大塚直「環境法における費用負担」『環境法大系』(商事法務、2012 年)など一連の研究、さらに比較法・理論的に、D. O. Adler, Das Verhältnis zwischen Verursacherprinzip und Haftpflicht im Umweltrecht, 2011; 桑原勇進「ドイツ警察法における『原因者 Störer』の意義(1)～(5・完)」自治研究 91 巻 7 号 53 頁以下～同巻 11 号(以上 2015 年) 76 頁以下、同「中国環境法における原因者責任原則序論」東海法科大学院論集 1 号(2006 年) 43 頁以下などがある。大塚説・桑原説も、経済的な費用負担の意味での汚染者負担や原因者負担のみならず法的な原因者「責任」を重視している。昨今、この原則を軽視する学説・実務もあるが、この法的考察に本研究は着目するものと位置づけられる。

(2) 報告者のこれまでの研究成果を踏まえ着想に至った経緯

そもそも法学において、“なぜ”環境を保護すべきか、“いかに”環境を保護すべきか。これらの問いが本研究の前提の根源的な問題意識にある。

日本の環境法の法原則は、理論面で未だ十分に定着していない。環境法原則は、環境法学を確立させる「独立性」のために重要かつ必要とされる(大塚直『環境法〔第 3 版〕』〔有斐閣、2010 年〕32 頁)。また、日本の環境法原則の理論研究の不足も指摘される(北村喜宣『環境法〔第 4 版〕』〔弘文堂、2017 年〕55 頁)。特に憲法学の視点からの環境法理論研究は少ない。

その点を補うため、環境法原則の概観など、すでに本研究の前提作業を進めてきた(2008～2009 年の拙稿)。そこで、一般にドイツという環境法の三原則は、事前配慮原則・原因者原則・協働原則とされるが、はたして憲法学的に適切か。この疑問に本研究の着想の一端はあった。

事後ではなく事前の対策の問題、すなわち、事前配慮原則については、2013～2015(平成 25～27)年の若手研究 B「環境法・防災法の原則・政策の憲法学的考察」の助成により、特に

(原子力リスクに対する)事前配慮原則と人格権に関する一定の成果を公表してきた。関連する協働原則については批判的考察の成果が得られた(以上は2012~2015年の拙稿)。

事前のみならず事後の対応の問題としても、原因者責任原則が考えられる。これまで上述の環境法原則を研究してきた経緯から着想を得て、経済学の発想に由来する汚染者負担ないし原因者負担にとどまらず、法理論的・法実践的な原因者責任原則と環境責任の更なる追究が必要であるという課題に辿り着いた。憲法学的に追究する余地は多分に残されている。

2. 研究の目的

本研究の目的は、環境保護に関する責任を憲法学の視点から解明し、そこから環境法政策への示唆を見出すことである。その目的達成へ向けて、憲法学における人権理論と国家理論に基づく基礎・応用を探究する。特に考察対象として、いわゆる(費用負担の)汚染者負担原則にとどまらない(法的責任の)「原因者責任原則」という法原則を分析・追究し、この原則を憲法学の人権理論と国家理論から基礎づける。そして、以上から、具体的には例えば、リスク責任、原子力をめぐる責任、拡大生産者責任、環境損害責任などの法政策へ寄与することをねらいとしている。

標記の環境「責任」は多義語だが、基礎理論上の「責任」(responsibility, Verantwortung)と実践的な「(賠償などの)責任」(Haftung, liability)がある。

前者につき、原因者責任原則と環境責任を(従来の日独の環境法学でも力点のない)憲法基礎理論から捉え直すことに学術的意義がある。後者につき、前者を踏まえて法実践たる法政策へ向けて具体化・規律することに社会的意義がある。後者は、危険責任のみならずリスク責任を含み、具体的な環境責任としては、(賠償責任を含む)原子力責任、拡大生産者責任、自然財の修復義務を含む環境損害責任などの法政策へ一定の示唆を与えることを目的とする。

なお、「刑事責任または債務」(Schuld)までは、刑法・契約法の知見を必要とするため、本研究の主たる対象とはしない。

3. 研究の方法

(1) 文献分析

公法学、特に憲法学・環境法学の文献を重点的に分析した。また、本研究に関わる限りで基礎法学・民法学、ひいては隣接する社会科学・自然科学の文献も調査した。

その際、それらの領域における先進国のドイツ語圏との比較のため、内外で文献を収集し、古典的基本文献から最新文献までフォローすることを試みた。ドイツでは、特にボン大学、ライプツィヒ大学などで文献・資料を直接閲覧・収集することができた。特に日本で直接入手困難な文献・資料を収集し、研究に資するものとなった。

(2) 学会・研究会・インタビューにおける、研究者・実務家との交流

日本においては、公法学、特に憲法学・環境法学の学会・研究会(日本公法学会、全国憲法

研究会、憲法理論研究会、ドイツ憲法判例研究会、環境法政策学会、早稲田大学比較法研究所シンポジウム、憲法関連の研究合宿など）に参加し、質疑応答・意見交換などを通じて、研究にとって多角的な視野を拡げることができた。なお、本研究の人権理論と国家理論にも関わり、ペット動物法研究会において招待を受け、国家目標規定の動向をめぐる理論・判例について研究報告をした。

ドイツにおいても、理論面については、とりわけ、持続性・気候政策研究所所長（ライプツィヒ）およびロストック大学教授のフェリックス・エカート教授を訪問し、憲法学・基礎法学の視点からの持続性理論や原因者原則、さらに哲学・リスク論・経済論など他の学問領域との関係につき、質疑・情報収集を行ない、交流を深めた。また、実務面についても、ノルトライン＝ヴェストファーレン州の弁護士を訪問・交流し、リスク論における責任、原子力法における責任、環境情報などについて、知見を深め、研究に資するものとなった。

4．研究成果

（1）2016（平成28）年度 予備的研究・関連研究

まず、2013～2015（平成25～27）年の若手研究B「環境法・防災法の原則・政策の憲法学的考察」を踏まえて、それに加えて、本研究と関連する環境リスクに対する事前配慮責任や「論証責任を含む」立証責任」を加筆したこれまでの研究成果をまとめ公表した（拙稿「3.11後の事前配慮原則と人格権（4・完） 憲法・環境法からみた原子力のリスクと将来（比例原則再問）」大東法学26巻2号（2017年）97-201頁）。そこでは、人格権（生命権・身体権）をめぐる三段階審査、特に比例原則を重視した（いわゆる環境比例原則ではなく）、とりわけ、原子力法政策の、目的審査における違憲性のある目的、手段審査における必要性審査（他の発電手段リスクの必要最小限性の予測）、均衡性審査批判を論じた。以上のリスク事前配慮責任は、後述（3）の原因者責任の内容とも連環することになる。

また、本研究の基礎に位置づけられる国家理論上の責任を探究すべく、「現代ドイツ憲法学における国家目的「自由」「安全」「生命」 「国家なき国法学」に抗する立憲国家目的へ」戸波江二先生古稀記念『憲法学の創造的展開』（信山社、2017年）171-192頁を執筆した。そこでは、近代に続き現代のドイツにおいても、基礎理論上の国家目的（国家存立目的）について（制定憲法上の国家目標規定と異なり）、「国家なき国法学」といわれる時代であっても、多数説とはいえないながらも、立憲的な国家目的として「自由」が重視されてきた一筋の流れがあることを追究した。かかる国家目的「自由」「安全」「生命」は、環境国家の基礎をなし、国家の事前配慮責任（上記）や国家の原因者責任につながっていくことになる。

さらに、概説ではあるが、原因者責任原則の基礎を含む実質的意味の「環境憲法」論について執筆した（拙稿「環境と未来への責任」『憲法のこれから』（別冊法学セミナー）（2017年）54-63頁）。

（2）2017（平成29）年度

2017年度は、先行研究を踏まえつつ、いわゆる（費用負担を主眼とした）汚染者負担原則・原因者負担原則よりも広く法的責任（responsibility, Verantwortung）を重視した原因者

責任原則を検討しようとする取り組み始めた（以下のⅠ～Ⅴは論文の章立てと対応）。

はじめに、いわゆる汚染者負担原則と原因者原則は一部批判に晒されているが、憲法学からの補強を問題提起した。

Ⅰ まずは、いわゆる原因者（負担）原則・汚染者負担原則について、ドイツと日本の法政策・法学説を概観した（補論としても国際・EU法政策も）。例えば、ドイツ環境法典2008年草案では「人間または環境に関する危険またはリスクの原因となる者は、それにつき責任がある」、大塚説では「原因者負担原則とは、受容可能な状態に環境を保持するため、汚染防止費用のみでなく事後的な費用についても、原因者に支払いを求めるものである」などの説示が見られた。

次に、原因者（負担）原則の種々の根拠として、経済学・倫理学・政策学的な根拠、法律上の根拠を説く諸説を概観し、憲法上の国家の環境保護義務に根拠を求める肯定説と否定説を、特にドイツ諸学説のなかで分析した。そこでは否定説の余地も残った。

そして、諸学説における種々の根拠論を探ったうえで、稀有な研究として特にドイツの有力説のエカートの「憲法要請としての原因者原則」の論究に着目した。そこでは、自由と責任の連結を重視しているものであった。

以上は、拙稿「原因者責任原則の憲法学的基礎づけ（1） 憲法学・環境法学における自由な自己決定と責任の連結」大東法学27巻2号（2018年）129-182頁において成果としてまとめた。

（3）2018（平成30）年度

以上を踏まえ、日独の憲法学における 自由な自己決定と責任 の原理・原則から、原因者責任原則を基礎づける探究を行なった。

前記 に続いて、自由な自己決定と自己責任 の原理・原則の基礎や問題を、諸学説を分析しつつ追究した。まずは、哲学（と先端科学）の一端からや基礎法学の蓄積から示唆を受け、特にドイツと日本における国法学・憲法学の諸学説を通観した。そのうえで、「個人」の尊厳に基づく事前・事後の 自由な自己決定に伴う自己責任 の 仮構 を築くことを見出した。その 自由な自己決定と自己責任 の主体は、個人を起点とする民主的国家も 私的集団（私企業など）もありえて、自由な自己決定と自己責任 の領域は、諸法領域へ及び、本研究では特に環境法領域に焦点を合わせている。以上に際しては、通俗的な「自己責任」論ではなく、自由な自己決定と自己責任 と 自己責任の限界 に留意している。

以上 については、拙稿「原因者責任原則の憲法学的基礎づけ（2）（3） 憲法学・環境法学における自由な自己決定と責任の連結」大東法学28巻1号（2018年）73-112頁・28巻2号（2019年）127-169頁において成果としてまとめた。

以上に基づき、自由な「個人」の尊厳・自己決定・自己責任に基づく原因者責任原則を論じた。その例外として、共同体的な「人間」の尊厳に基づく公共負担が位置づけられる。また、対立原則としての社会法原理にも留意した。原因者責任の限界・拡大として、具体的には、拡大生産者責任、危険責任のみならずリスク責任、自然財の修復義務などを内容とする環境損害責任、原子力をめぐる責任について分析を加えた。

以上Ⅴについては、拙稿「原因者責任原則の憲法学的基礎づけ（4） 憲法学・環境法学における自由な自己決定と責任の連結」として順次公表予定である。

なお、本研究の応用となる責任論を一部含む「原子力規制」論についても公表した（拙稿「原子力規制 憲法と環境法の原則からみた現状と課題」大塚直先生還暦記念論文集『環

境規制の現代的展開』(法律文化社、2019年)332-345頁。そこでは、原子力をめぐる権利論と国家の決定と責任についても論及した(例えば、国の、人選責任、論証責任、記録・公開責任)。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計4件)

藤井康博「原因者責任原則の憲法学的基礎づけ(3) 憲法学・環境法学における自由な自己決定と責任の連結」大東法学 28巻2号(2019年)127-169頁、査読無

藤井康博「原因者責任原則の憲法学的基礎づけ(2) 憲法学・環境法学における自由な自己決定と責任の連結」大東法学 28巻1号(2018年)73-112頁、査読無

藤井康博「原因者責任原則の憲法学的基礎づけ(1) 憲法学・環境法学における自由な自己決定と責任の連結」大東法学 27巻2号(2018年)129-182頁、査読無

藤井康博「3.11 後の事前配慮原則と人格権(4・完) 憲法・環境法からみた原子力のリスクと将来(比例原則再問)」大東法学 26巻2号(2017年)97-201頁、査読無

〔学会発表〕(計1件)

藤井康博「動物保護のドイツ憲法小史・憲法改正前後の裁判例の問題」ペット動物法研究会(市ヶ谷法曹ビル〔東京都・千代田区〕、2016年4月)

〔図書〕(計3件)

藤井康博「原子力規制 憲法と環境法の原則からみた現状と課題」大久保規子・高村ゆかり・赤淵芳宏・久保田泉編『環境規制の現代的展開』(大塚直先生遺暦記念論文集)(法律文化社、2019年)332-345頁、査読無

藤井康博「現代ドイツ憲法学における国家目的「自由」「安全」「生命」「国家なき国法学」に抗する立憲国家目的へ」工藤達朗・西原博史・鈴木秀美・小山剛・毛利透・三宅雄彦・斎藤一久編『憲法学の創造的展開』(戸波江二先生古稀記念)(信山社、2017年)171-192頁、査読無

藤井康博「環境と未来への責任 環境憲法と憲法改正？」片桐直人・岡田順太・松尾陽編『憲法のこれから』(別冊法学セミナー 新・総合特集シリーズ8)(日本評論社、2017年)54-63頁、査読無

6. 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名：藤井 康博

ローマ字氏名：FUJII, Yasuhiro

所属研究機関名：大東文化大学

部局名：法学部

職名：教授

研究者番号(8桁)：40581666

(2)研究協力者

なし

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。